

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令」(案)に関する意見募集の結果について

平成 28 年 2 月 18 日
厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令」(案)につきましては、平成 27 年 10 月 23 日から平成 27 年 11 月 21 日まで電子政府の総合窓口 (e-Gov) を通じて御意見を募集しましたところ、20 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見と、御意見に対する当省の考え方について別紙のとおり取りまとめましたので御報告いたします。

また、一酸化二窒素の取り扱う者から電気絶縁での有用性について情報提供を受けましたので、「電気絶縁の用途」を「医療等の用途」として定めることとしました。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

なお、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令」(平成 28 年厚生労働省令第 21 号) という題名の省令として平成 28 年 2 月 18 日公布 (施行日: 公布の日から起算して 10 日を経過した日) したことを申し添えます。